

防犯優良マンションの基準の抜粋

○共用部分

- ・共用玄関は、見通しが確保された位置に配置。
- ・共用玄関には、オートロックシステムを設置。
- ・エレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しを確保。
- ・エレベーターかご内には、防犯カメラ(画角C:人物の胸部から上が画面全体を占める大きさ)を設置。
- ・共用玄関、共用玄関の存する階のエレベーターホール及び共用メールコーナーの照明設備は、50ルクス以上の照度を確保。
- ・共用廊下及び共用階段は、乗り越え等による侵入が困難な構造。
- ・共用廊下及び共用階段の照明設備は、20ルクス以上の照度を確保。
- ・塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲の死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないもの。
- ・防犯カメラを設置する場合は、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を適切に配置。

○専用部分

- ・住戸の玄関は、防犯建物部品等の扉及び錠を設置。
- ・住戸の玄関扉は、ドアスコープその他外部の来訪者を確認できるものを設置。
- ・住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホンを設置。
- ・共用廊下に面する住戸の窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置。
- ・住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺等を利用した侵入が困難な位置に配置。

防犯優良マンション標準認定基準に基づいたインターホン・監視カメラ設備の設置基準

